

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

ひとに優しい森林づくり・都市づくり交流促進計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、今治市

3. 地域再生計画の区域

今治市の全域

4. 地域再生計画の目標

今治市は愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、瀬戸内海特有の多島海景観を誇る大小の島々で形成される島嶼部からなり、日本三大急潮の一つで海の難所として知られる来島海峡や標高 1,000m を超える風光明媚な檜原山を中心とした高縄山系など、変化に富んだ豊かな自然に恵まれている。

平成 17 年 1 月 16 日に 1 市 11 町村が合併した今治市は、その面積の約半分を森林が占めており、これらの森林は全国にも類をみない治山治水を第一義とした森林経営が明治の時代から綿々と行われてきたことによるものであり、比較的高い公益的機能を有した森林である。そしてこの森林を持続させるために当地方では、長伐期施業や複層林施業などの先進的な林業形態を積極的に導入してきた。

しかしながら近年、全国の林業地で見られるように木材価格の低迷、就労者の高齢化や後継者不足による間伐の遅れや放置林の増加が、当地方においても重要課題となっており、これまでの先進的な森林整備手法の実施によって、計画的に確保されてきた森林の公益的機能をより高い水準で維持させるため、今後とも不断の取組みが必要となっている。

また近年、森林の多面的機能の発揮に対する関心の高まりにつれて、林業関係者だけでなく一般市民においても森林の持つ環境保全機能や保健休養機能等についての認知も広がっており、森林に対するイメージやニーズは多様化している。これらの社会的な要請に対処するためには、森林の健全性を保つことが肝要であり、そのために効率よく森林整備を行うための基幹林道の整備や、山間地と市街地及び臨海地域とを結ぶアクセス道となる市道改良整備も併せて実施することが必要となる。

一方、今治市では、瀬戸内しまなみ海道今治 IC を挟む丘陵地約 170ha において、中心市街地の機能を補完する副次核として、多機能複合型の市街地を整備し、広域交流、地域連携の拠点づくりを目指して、今治新都市開発事業を推進している。

しかし広域合併を機に、構想づくりから長き年月が経過した新都市整備事業も、社会経済情勢の趨勢を見守る中で、土地利用計画の見直し機運が高まり、合併後 2 ケ年をかけ、時代に合った基盤整備を目指すべく、新しい土地利用の検討がなされた。その結果、2 つの地区に計画人口約 1,500 人の居住機能整備や、自然との共生型循環社会を目指す里山公園整備などが提案された。今後、これら新しい土地利用計画に沿って整備事業を展開し、新都市機能を最大限発揮させることにより、中心市街地と副次的な新しい都市、島嶼部から新都市区域を経由して山間地への新たな機能連携や交流が生まれることが期待できる。そのためにも新都市エリアは、瀬戸内しまなみ海道、市街地エリア、森林エリアの結節点として、区域内幹線道路を介して、それぞれのエリアを結ぶ現道までのアクセス道路整備は、急務であると考えます。

これらを整備することにより森林の本来持つべき機能を高いレベルで発揮させるとともに、人的交流を含めた都市部との共生が図られ、森林と人との豊かな関係の創出と、全国的にも類稀な広域合併を成し遂げた新しい今治市の合併後のまちづくりにおいて、早急に取り組まなければならない地域間交流、地域の一体感の醸成に資することを旨とする。

(目標 1) 林業振興及び森林機能の改善

(間伐実施面積の 6%増加)

(目標 2) 市道整備による山林とのアクセス向上

(離合困難箇所 (4 路線) の解消)

(目標 3) 森林レクリエーション機能の拡充

(森林エリア、里山林地区への入込み数 10%増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

現在、玉川地方木地地区の基幹林道として「林道柱ヶ谷線」「林道湯の谷線」「林道木地川線」の 3 林道があるが、当地方は花崗岩が風化してできたマサ土が主の崩壊しやすい地質のために夏場は降雨、冬場は降雪による崩壊が頻繁に発生している。そのために林道の法面の保護を行い崩壊や風倒木による障害をなくし効率のよい森林施業を行えるようにする。

さらに、「市道鴨部線」、「市道桜井団地宮ヶ崎線」及び「市道菊間松尾立岩線」「市道平山鹿ノ子線」を整備することにより、山間部から国道等へ連絡する区間の安全な通行を可能とし時間短縮にも寄与するものである。また「市道矢田高橋線」を整備することにより、新都市エリアを軸とした各エリアへの周遊機能が格段に向上するとともに、緑の少年団による里山林の整備の推進や、森林組合等の林業関係者による島嶼部の森林整備が、効率良く円滑に実施することができる。瀬戸内しまなみ海道で結ば

れた島嶼部住民にとっても、森林浴などの自然体験、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム活動の連携推進、海から山に至るフィールドワークの展開などが容易になり、全国でも稀な多種多様な地勢を有する本市にとって、地域特性を最大限活かした快適で魅力ある生活環境の整備を効果的に推進することができる。

なお、市道鴨部線は昭和 50 年度、市道桜井団地宮ヶ崎線は昭和 60 年度、市道菊間松尾立岩線は昭和 59 年度、市道平山鹿ノ子線は昭和 60 年度より認定路線となっており、市道矢田高橋線は平成 12 年度に都市計画決定路線となっている。

(5-2) 法第五章の特別措置を適用して行う事業

① 道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

【施設の種類の種類（事業区域）、実施主体】

- ・ 林道 今治市
- ・ 市道 今治市

【事業期間】

- ・ 林道（平成 17 年度～平成 21 年度）
- ・ 市道（平成 17 年度～平成 21 年度）

【整備量及び事業費】

- ・ 林道 1.4km、市道 4.15km
- ・ 総事業費 1,232,560 千円（うち交付金 599,768 千円）
 - 林道 82,560 千円（うち交付金 24,768 千円）
 - 市道 1,150,000 千円（うち交付金 575,000 千円）

(5-3) その他の必要な事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「ひとに優しい森林づくり・都市づくり交流促進計画」を達成するため、以下の事業を一体的に進めるものとする。

- ・ 公共造林事業（平成 17 年度～平成 21 年度）

人工林における間伐の促進を行うため、3 齢級以上 9 齢級以下の人工林に対して間伐を行う。

| 対象区域 | 間伐面積 | 間伐方法 | 備考 |
|-------------------|--------|---------|----|
| 今治市玉川町、朝倉、大西町、菊間町 | 80ha/年 | 本数率 20% | |

- ・ 活力水源林誘導事業（平成 17 年度～平成 21 年度）

人工林における下層植生の導入促進を行うため、3 齢級以上 9 齢級以下の人工林に対して強度の間伐を行う。

| 対象区域 | 間伐面積 | 間伐方法 | 備考 |
|-------------------|--------|---------|----|
| 今治市玉川町、朝倉、大西町、菊間町 | 80ha/年 | 本数率 20% | |

- ・ 広葉樹導入促進事業（平成 17 年度～平成 19 年度）

針広混交林の造成を目的として、広葉樹の苗木の樹下植栽を行う。

| 対象区域 | 実施面積 | 植栽樹種 | 備考 |
|-----------|---------|--------------|----|
| 今治市玉川町、朝倉 | 1.5ha/年 | 林業用として有用な広葉樹 | |

- ・ 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（平成 20 年度）

整備実施歴のない人工林への間伐・枝打ちの実施

| 対象区域 | 間伐面積 | 間伐方法 | 備考 |
|--------|--------|---------|----|
| 今治市玉川町 | 12ha/年 | 本数率 40% | |

- ・ 里山林の保全・利用促進事業（平成 19 年度～平成 21 年度）

森林レクリエーション機能の増進を目的として、森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や NPO 等を対象としたモデル公募事業を実施するとともに、保全・利用活動に対する支援等を実施し、自立的な活動を通じた里山林等の保全・利用を推進する。

- ・ しまなみツーリズム支援事業（平成 19 年度～平成 21 年度）

しまなみ海道地域の地域特性を活かし、グリーンツーリズム活動などを通して魅力ある地域づくりの推進を目的として、地域間交流の促進につながる活動に対し支援を行い、一元的な情報発信機能の創設や地域活性化事業との連携を図り、交流促進の動機付けを行う。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し達成状況や内容の評価・検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。